破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	24,557,275,808		
貸倒引当金	△ 24,557,275,808		
長期前払費用	513,245		
差入保証金	801,478,779		
資　産　合　計	11,152,960,197,088		

損　益　計　算　書

（自平成23年４月１日　至平成23年９月30日）

（単位：円）

費　用　の　部		収　益　の　部	
科　目	金　額	科　目	金　額
経常費用	35,944,380,524	経常収益	106,314,164,764
有償資金協力業務関係費	35,944,380,524	有償資金協力業務収入	106,042,806,855
債券利息	1,668,315,752	貸付金利息	99,539,251,968
借入金利息	18,476,574,050	国債等債券利息	11,557,750
金利スワップ支払利息	2,657,203,295	受取配当金	3,705,307,200
業務委託費	2,728,744,847	貸付手数料	880,522,279
債券発行費	191,582,655	関係会社株式評価等益	347,580,808
外国為替差損	32,567,018	貸倒引当金戻入	1,558,586,850
人件費	1,659,517,912	財務収益	4,159,370
賞与引当金繰入	20,648,954	受取利息	4,159,370
退職給付費用	251,272,821	雑益	267,198,539
物件費	3,962,310,136		
減価償却費	199,693,300		
税金	86,262,255		
投資有価証券評価等損	7,243,392		
関係会社株式評価等損	4,002,261,239		
利息費用	182,898		
臨時損失	1,110,826		
固定資産除却損	887,625		
固定資産売却損	223,201		
当期総利益	70,368,673,414		
合　計	106,314,164,764	合　計	106,314,164,764

重要な会計方針

１　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　２～50年

構築物　２～46年

機械装置　２～17年

車両運搬具　２～６年

工具器具備品　２～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

２　賞与支給に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当半期に帰属する額を計上しております。

３　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職給付引当金は、役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当半期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

４　引当金等の計上根拠及び計上基準

貸倒引当金

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

５　有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

⑵　関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、持分相当額が取得原価より下落した場合には、持分相当額としております。

⑶　その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法を採用しております。

６　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

７　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当半期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

８　リース取引の処理方法

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が３百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。